年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認関東地方第三者委員会千葉地方事務室分

1. 今回のあっせん等の概要	1.	今回の	あっ	せん	等0	つ概要
----------------	----	-----	----	----	----	-----

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 5 件

厚生年金関係 5件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 2 件

国民年金関係 1件

厚生年金関係 1件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における厚生年金保険の被保険者資格取得日に係る記録を平成9年11月1日に訂正し、申立期間に係る標準報酬月額を26万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務 を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和42年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年11月1日から同年12月2日まで 私は、申立期間において、勤務状況に変化は無く、継続して勤務してい たので、年金記録が欠落していることに納得できない。調査の上、厚生年 金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間当時における勤務状況及び事業所の合併に係る具体的な供述から、申立人は、申立期間においてA社に継続して勤務していたものと認められる。

また、オンライン記録によると、平成9年11月1日にB社において厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、同年12月2日にA社において被保険者資格を取得している者が多数確認できるところ、そのうち、申立人と同職種の元同僚から提出された当該期間の給与明細書により、当該同僚は、当該期間に係る厚生年金保険料を同社の事業主により給与から控除されていたものと認められる。

さらに、A社は、「全国の従業員の給与計算及び社会保険等の事務については、支店単位ではなく、全て本社で行っている。」と回答していることから、申立人の給与計算等の事務についても本社で行われており、上記の元同僚と同様の取扱いがなされていたものと推認できる。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申

立人は、申立期間に係る厚生年金保険料をA社の事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、申立人に係るA 社における平成9年12月の社会保険事務所(当時)の記録から、26万円と することが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は納付したか否かは不明としているものの、厚生年金保険の記録におけるA社の被保険者資格取得日が雇用保険の記録における被保険者資格取得日と同日となっており、社会保険事務所及び公共職業安定所の双方が誤って記録したとは考え難いことから、事業主が平成9年12月2日を厚生年金保険の被保険者資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年11月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金 保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立 人のA社(現在は、B社)における申立期間に係る標準賞与額の記録を13万 7,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和51年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年12月10日

私は、A社に継続して勤務し、申立期間に係る賞与を支給され、厚生年金保険料を控除されていたが、年金記録に反映されていないことに納得できない。調査の上、標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

銀行から提出された申立人に係る取引明細書の記録により、申立人は、申立期間において、A社から賞与を支給されていたことが確認できる。

また、A社から提出された申立期間に係る賞与の支給控除項目一覧表によると、申立人の記録は確認できないものの、複数の元同僚について賞与が支払われており、いずれも賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、事業主により賞与から厚生年金保険料を控除されていたものと認められる。

また、申立人の申立期間に係る標準賞与額については、上記の取引明細書の記録により確認できる賞与振込額並びに元同僚の賞与の支給控除項目一覧表から算出した賞与支給額及び保険料控除額から、13万7,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の 履行については、事業主は当時の資料が無く不明としており、これを確認で きる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業 主が申立てどおりの標準賞与額に係る届出を社会保険事務所(当時)に対し て行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当 たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録は、事後訂正の結果、平成 18年5月から同年8月までは24万円、同年9月から19年8月までは22万円、同年9月から20年8月までは24万円、同年9月は26万円とされているところ、これらの額は厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の12万6,000円とされているが、申立人は、申立期間について、当該標準報酬月額(12万6,000円)より高額な厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「特例法」という。)に基づき、申立人の申立期間における標準報酬月額に係る記録を、18年5月は24万円、同年6月及び同年7月は22万円、同年8月は24万円、同年9月から20年9月までは22万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料 (訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務 を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和57年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年5月1日から20年10月1日まで

私は、A社に勤務していたが、申立期間の標準報酬月額について、給与に相当する厚生年金保険料が控除されたにもかかわらず、著しく低い金額になっている。申立期間の被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録において、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録は 当初 12 万 6,000 円と記録されていたが、申立期間に係る厚生年金保険料の 徴収権が時効により消滅した後の平成 22 年 11 月 5 日付けで、18 年 5 月から 同年 8 月までは 24 万円、同年 9 月から 19 年 8 月までは 22 万円、同年 9 月 から 20 年 8 月までは 24 万円、同年 9 月は 26 万円に訂正されたところ、厚 生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は、当該訂正後の標準報酬月額ではなく、当初記録されていた標準報酬月額 (12 万 6,000 円) となっている。

しかし、A社に係る賃金台帳により、申立人は、申立期間のうち、平成 18年5月から 19年8月までの期間及び同年 12月から 20年9月までの期間は社会保険事務所(当時)に届けられている標準報酬月額に基づく保険料よりも高い保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

また、上記の賃金台帳により、申立人は、申立期間のうち、平成19年9月から同年11月までは、12万6,000円の標準報酬月額に基づく保険料が控除されているが、同年12月及び20年1月の賃金台帳において社会保険料調整額の控除が確認できるところ、当該調整額の合計額は、標準報酬月額22万円に基づく社会保険料額と12万6,000円に基づく社会保険料額との差額の3か月分に相当する金額と一致することから、当該調整額は、19年9月から同年11月までの社会保険料控除額に対する調整額であったものと考えられる。

一方、特例法に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、上記賃金台帳により、平成 18 年 5 月は 24 万円、同年 6 月及び同年 7 月は 22 万円、同年 8 月は 24 万円、同年 9 月から 20 年 9 月までは 22 万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行した か否かについては、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅 した後に標準報酬月額の訂正の届出を提出していることから、社会保険事務 所は、申立人に係る申立期間の保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく保険 料を除く。)について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人の申立 期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における申立期間に係る標準賞与額の記録を、申立期間①は 12 万1,000円、申立期間②は 15 万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和47年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年7月23日

② 平成15年12月3日

私は、A社に勤務していたときの申立期間に係る賞与記録について、年金事務所から照会を受けた。当該賞与をもらった記憶があるので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する預金通帳の記録により、申立人は、申立期間において、 A社から賞与を支給されていたことが確認できる。

また、申立人が申立期間当時に居住していたB市から提出された申立人の 平成16年度に係る市民税・県民税賦課資料(平成15年所得分)の社会保険 料の金額は、オンライン記録の標準報酬月額から推認される年間の社会保険 料の合計額を上回っていることが確認できる。

さらに、複数の元同僚から提出された申立期間に係る賞与支給明細書により、いずれも賞与額に見合う厚生年金保険料が控除されていることが確認できる上、当該事業所の経理及び社会保険事務担当者は、「賞与が支給されていれば、厚生年金保険料は控除されていたと思う。」と供述している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、事業主により賞与から厚生年金保険料を控除されていたものと認められる。

また、申立人の申立期間に係る標準賞与額については、上記の預金通帳の

記録により確認できる賞与振込額及び元同僚の賞与支給明細書並びにB市から提出された上記の市民税・県民税賦課資料の社会保険料控除額により推認した賞与総支給額及び保険料控除額から、申立期間①は12万1,000円、申立期間②は15万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業 主が申立てどおりの標準賞与額に係る届出を社会保険事務所(当時)に行っ たか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらな いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における申立期間に係る標準賞与額の記録を、申立期間①は 15 万9,000円、申立期間②は 10 万円、申立期間③は 11 万円、申立期間④は 13 万9,000円、申立期間⑤は 15 万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和38年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年7月23日

- ② 平成15年12月3日
- ③ 平成16年7月26日
- ④ 平成16年12月7日
- ⑤ 平成18年7月31日

私は、A社に勤務していたときの申立期間に係る賞与記録について、年金事務所から照会を受けた。当該賞与をもらった記憶があるので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する預金通帳の記録により、申立人は、申立期間において、 A社から賞与を支給されていたことが確認できる。

また、複数の元同僚から提出された申立期間に係る賞与支給明細書により、いずれも賞与額に見合う厚生年金保険料が控除されていることが確認できる上、当該事業所の経理及び社会保険事務担当者は、「賞与が支給されていれば、厚生年金保険料は控除されていたと思う。」と供述している。

さらに、賞与支給明細書を所持している複数の元同僚は、「申立期間当時の会社の経営状況は良くはなかったが、正社員は、全員に賞与が支給され、厚生年金保険料を控除されていたと思う。」と供述している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、事業主により賞与から厚生年金保険料を控除されていたものと認められる。

また、申立人の申立期間に係る標準賞与額については、上記の預金通帳の記録により確認できる賞与振込額並びに元同僚の賞与支給明細書により推認した賞与総支給額及び保険料控除額から、申立期間①は15万9,000円、申立期間②は10万円、申立期間③は11万円、申立期間④は13万9,000円、申立期間⑤は15万5,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行した か否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業 主が申立てどおりの標準賞与額に係る届出を社会保険事務所(当時)に行っ たか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらな いことから、行ったとは認められない。

関東千葉国民年金 事案 4628

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年7月から37年3月までの期間及び38年10月から39年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和7年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年7月から37年3月まで

② 昭和38年10月から39年3月まで

私は、昭和35年10月に夫婦で国民年金に加入し、国民年金保険料については、自宅へ来ていたA市役所の集金人に一度も滞納することなく納付していた。集金人から保険料の未納期間があることを言われたこともないのに、申立期間が未納とされていることには納得できない。調査の上、納付記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「申立期間①及び②の国民年金保険料について、自宅へ来ていた A市役所の集金人に納付していた。」と主張しているが、A市に照会したとこ ろ、「市では、国民年金保険料の集金人のことを専任徴収員と呼び、この徴収 員による個別徴収を開始したのは、昭和39年7月からである。」と回答してお り、申立期間は、同市において集金人による徴収が行われる前の時期に当たり、 集金人に保険料を納付することはできない。

また、A市は、「集金人は、現年度国民年金保険料の徴収を担当し、過年度保険料の徴収はできなかった。」と回答しており、昭和39年7月から集金人が申立人の国民年金保険料の徴収を開始したとしても、その時点では、申立期間①及び②の保険料は過年度保険料となっていることから、集金人に当該保険料を徴収する権限は無かったものと推認される。

さらに、申立人と一緒に国民年金保険料を納付していたとする申立人の夫についても、国民年金被保険者台帳により、申立期間①及び②に係る保険料は申立人と同様に未納となっていることが確認できる。

加えて、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたことを 示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間①及び②の保 険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男(死亡)

基礎年金番号 :

生年月日: 大正10年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和23年6月1日から26年4月1日まで

私の夫は、A事業所及びB社に継続して勤務していたが、申立期間の厚生年金保険の記録が欠落している。母体は同じ会社で、いずれかに必ず籍はあるはずなので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて 行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

元役員を含む複数の元同僚は、「申立人は、申立期間にA事業所に勤務していた。」と供述していることから、申立人は、申立期間において、同事業所に勤務していたことが推認できる。

しかし、オンライン記録によると、A事業所は、昭和36年12月2日にB社に名称を変更した後、40年8月31日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、当時の事業主は、既に死亡しており、賃金台帳等の書類は所在が不明であるため、申立人の申立期間における給与からの厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、A事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び同被保険者台帳によると、申立人は、昭和21年4月1日に同事業所において厚生年金保険の被保険者資格を取得し、23年6月1日に被保険者資格を喪失した後、再度、同事業所において別の厚生年金保険手帳記号番号により、26年4月1日に被保険者資格を取得していることが確認できる。

このほか、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる給与明細書等を所持しておらず、ほかに厚生年金保険料の控除をうかがわ

せる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。